

意見募集で提出された意見及び  
それに対する研究会の考え方（案）

平成20年5月30日

## 《 目 次 》

1. 「第1章 NHKの衛星放送の現状」に対する意見 .....	2
2. 「第2章 NHKの衛星放送チャンネルの再編成の種類と検討の視点」に対する意見 .....	3
3. 「第3章 2011年（平成23年）以降のNHKの衛星放送チャンネルの在り方」に対する意見 ..	16
4. その他の意見 .....	21
「衛星付加受信料体系の在り方」に対する意見 .....	21
「NHKの衛星放送の保有チャンネルが減少した場合の既存受信機への影響」に対する意見 .....	22

## 「NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する研究会」最終報告書（案）に対する意見募集結果

○ 提出件数 7件

(1) 放送事業者 2件

- ・ 日本テレビ放送網株式会社
- ・ 株式会社BS朝日

(2) 業界団体 2件

- ・ 社団法人 日本民間放送連盟
- ・ 社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟（ATP）

(3) 個人 3件

## 意見募集で提出された意見及びそれに対する研究会の考え方（案）

### 1. 「第1章 NHKの衛星放送の現状」に対する意見

※各項目内の提出意見は、グループ化可能なものを一つの区分として整理。

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
1	1(2)	BS衛星放送のデジタル化及び高精度テレビジョン（ハイビジョン、HDTV）放送の開始に伴う3チャンネルへの移行	6	○ 協会の放送を視聴したいがためにBSデジタル放送専用受信機に買い替えた視聴は受信料を払っても払わなくとも視聴することができるがために買い替えたと思われる。これは本来の目的であるはずの公共放送とは大きくかけ離れている。娯楽放送は本来お金を払って見る物であり、今まで視聴できたからと言っても公共放送の本道に戻るだけの話で視聴者の利益が阻害されている訳でもないし、それを保証する必要もない。また、商業放送を視聴しようとした視聴者が受信料の対象者にもなり、そうした視聴者の利益を阻害している方が大きいともいえる。（個人）	今般の意見募集に係る「最終報告書（案）」に関する参考意見として承ります。 なお、当該部分は、BSデジタル衛星放送の開始に際してNHKの衛星放送の保有チャンネル数が拡大された経緯について、事実関係を記述したものです。

## 2. 「第2章 NHKの衛星放送チャンネルの再編成の類型と検討の視点」に対する意見

※各項目内の提出意見は、グループ化可能なものを一つの区分として整理。

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
2				<p>○ 第2章の検討の視点の項目ごとに書かれている、「難視聴対策」については、一定の役割を果たしたと思いますが、2011年以降、地上波番組が、見られなくなる人が出てくるので、この報告書の第2章の検討の焦点に「難視聴対策の在り方」を、記載すべきです。</p> <p>この報告書（案）では、難視聴対策の問題が、それぞれの項目ごとにバラバラに書かれているので、「難視聴対策の在り方」として、まとめて記載すべきです。（個人）</p>	<p>難視聴対策の在り方については、「第2章 NHKの衛星放送チャンネルの再編成の類型と検討の視点」において、「検討の視点2 地上放送に係る難視聴対策の在り方」（P. 18-23）としてまとめて記述しています。</p>
1		NHKの衛星放送チャンネルの再編成の類型	13-14	<p>○（意見の概要）</p> <p>NHKの衛星放送の保有チャンネル数の検討にあたっては、単純な「数」だけではなく周波数帯域幅も評価すべきである。</p> <p>（意見及び理由）</p> <p>研究会報告書案では、チャンネル数のみで議論しているが、有限な資源である電波の使用にあたっては、チャンネル数ではなく、むしろ「どれだけのBS放送帯域」を使用しているかを合わせて評価すべきである。</p> <p>例えば、NHKが主張である、現在のSDチャンネル2（うち、BS2の6割が、アナログ地上波の難視対策）とHDチャンネル1をHDチャンネル2に再編、すなわち、2.4チャンネルから2チャンネルに減少するとしているが、使用周波数帯域幅でカウントすると、BS1が9スロット、BS2の11スロットのうち4.4スロット、BS hi 24スロットの計37.4スロットが再編後のHD2チャンネルでは44スロット（現在 Dpa などに割り当てられている4スロットは、そのまま残されるとして計算）に拡大している。</p>	<p>チャンネル数と周波数帯域幅の関係については、「第2章 NHKの衛星放送の保有チャンネル再編成の類型と検討の視点」において、「5. 検討の視点4 標準画質（SD）からハイビジョン画質（HD）への移行」（P. 26-29）及び「7. 検討の視点6 民間衛星放送事業者との関係」（P. 36-39）のいずれでも言及しており、NHKのコスト増の可能性や民間衛星放送事業者の参入機会との関係といった観点から、評価を行っています。</p>

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
				<p>このようなNHK肥大化にお墨付きを与え、周波数幅では拡大しているにもかかわらず、「チャンネル数」でのみ議論をし、有限である電波資源の占有が少なくなるかのような誤解を与える研究会報告書の論調（検討の視点）は見直されるべきである。（個人）</p>	
				<p>○（意見の概要）</p> <p>NHKのチャンネル数の議論においては、難視対策に使用されている部分もカウントすべきである。</p> <p>特に、NHKのセーフティネットをノンスクランブルとするのであれば、その番組はすべてのBSデジタル放送受信者が視聴できるので、カウントすべきである。</p> <p>（意見及び理由）</p> <p>研究会報告書案では、NHKのチャンネル数を議論する時に、難視対策分を除いて、「NHKの提案では、現在の2.4チャンネルが2チャンネルに減少する」などとしているが、難視対策は「あまねく」が義務づけられているNHKにおいてはチャンネル数にカウントすべきである。</p> <p>難視対策を入れたチャンネル数では、現在のNHK3チャンネルが、難視対策をセーフティネットで行う場合、4チャンネル（セーフティネットのNHK総合とNHK教育）と増加することになる。ましてや、図表10で検討中と書かれているセーフティネットのNHKの番組をノンスクランブルで運用する事になれば、それはすべてのBS放送受信者で受信可能になる。</p> <p>研究会報告書案で、チャンネル数のカウントから難視対策分を差し引いて議論しているのは、NHK肥大化を隠す為としか思えず、見直されるべきである。（個人）</p>	<p>「第2章 NHKの衛星放送チャンネルの再編成の類型と検討の視点」の「3. 検討の視点2 地上放送に係る難視聴対策の在り方（5）実質的なチャンネル数との関係」（P.22）において記述しているように、仮に、NHKの難視聴対策を「衛星によるセーフティネット」で措置することとし、NHKの衛星放送の保有チャンネル数をそれとは別に2とした場合について、①難視聴対策は法律に基づいて公共放送の衛星放送が果たすべき最も重要な機能の一つであること、②2006年（平成18年）6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」においても「難視聴解消のためのチャンネル以外の衛星放送を対象」に検討を行うこととされているといった理由から、本研究会としては、これは実質的にNHKの保有チャンネル数の拡大することにはあたらないと結論付けています。</p> <p>なお、「衛星によるセーフティネット」の具体的な方法については、現在、情報通信審議会政策部会地上デジタル放送推進に関する委員会において検討されています。</p>

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
	3	検討の視点2 地上放送に係る 難視聴対策の在 り方	18	○ 「衛星によるセーフティネット」は、2011年のアナログ放送停波に伴って発生するデジタル難視聴世帯を対象とし、当面の間の緊急避難的措置とすることを前提に、情報通信審議会および総務省、NHK、民放事業者で構成する全国地上デジタル放送推進協議会（全国協議会）で検討が行われている。「現在のアナログ難視聴対策」を「衛星によるセーフティネット」の対象に含めるか否かは結論が出されていないことから、報告書では、「アナログ難視聴対策を衛星によるセーフティネットの対象としない場合」と、「アナログ難視聴対策を衛星によるセーフティネットの対象とする場合」の考え方を併記することが適切である。（社団法人 日本民間放送連盟）	「第2章 NHKの衛星放送チャンネルの再編成の類型と検討の視点」の「3. 検討の視点2 地上放送に係る難視聴対策の在り方」（P.19-20）においても言及しているところですが、御指摘の趣旨を踏まえ、さらにP.22の脚注18に、「なお、現在アナログ放送が受信できない世帯を『衛星によるセーフティネット』の対象に加えない場合には、これらの世帯に対する難視聴対策は、2011年（平成23年）以降NHKに割り当てられる衛星放送チャンネルの中で行うことも含め、適切な方法により実施されるものである。」との記述を追加しました。
	4	検討の視点3 NHKの衛星放送 の目的及び役割	22	○ 「衛星系による放送の普及」に関しては現在CS放送が同じ位置関係にあるため、NHKはその役割を既に終えている。（個人）	「第2章 NHKの衛星放送チャンネルの再編成の類型と検討の視点」の「4. 検討の視点3 NHKの衛星放送の目的及び役割（1）現在の各チャンネルの目的及び役割に対する評価 ①衛星系による放送の普及」（P.24）でも記述しているとおおり、何をもって普及したとするかは、必ずしも明確な基準があるわけではなく、評価も分かれていることから、衛星系による放送の普及に関してNHKはその役割を既に終えているとはしなかったものです。
				○ 第2章の検討の視点3である、NHKの衛星放送の目的及び役割について、放送普及基本計画が、NHKの掲げる編成方針に矛盾しているのです。	2011年（平成23年）以降のNHKの衛星放送チャンネルを放送普及基本計画上どのように規定するかについては、今後総務省

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
				<p>衛星系による放送の普及や、難視聴解消、高精細度テレビジョン（ハイビジョン）放送の普及、これら3項目については、一部で目的が果たされていません。</p> <p>また、NHKの現在掲げている衛星放送の編成方針（衛星ハイビジョンは文化芸術波、衛星第一は内外情報&amp;スポーツ、衛星第二は娯楽&amp;アーカイブス&amp;難視聴）を放送普及基本計画に明記すべきです。なお今の編成方針にも書いたように衛星第二の役割である難視聴対策は、時代の流れによって技術が発達してきたので、将来的に衛星第二の編成方針は、娯楽&amp;アーカイブスにしなければいけないことを付け加えておきます。（個人）</p>	<p>において透明性の高い手続の中で検討が進められるべき事項であり、御指摘については、今般の意見募集に係る「最終報告書（案）」に関する参考意見として承ります。</p>
	4(1)	難視聴解消 ②	24	<p>○ 有線放送の再送信という手段も存在しているがこれだけでは不十分であり衛星による対策は必要。ただし、難視聴対策である以上、地上波と同じ内容にすべきである。（個人）</p>	<p>今般の意見募集に係る「最終報告書（案）」に関する参考意見として承ります。</p> <p>なお、「第2章 NHKの衛星放送チャンネルの再編成の種類と検討の視点」の「2. 検討の視点1 公共放送における衛星放送の位置付け（2）他のメディアとの関係」（P.17）でも記述しているように、難視聴対策における衛星放送の有効性も含めて「現時点で、衛星放送が果たしている役割について、インターネットを含めた有線IP網を活用した他のメディアによって完全に代替することは困難」と記述しています。</p>



章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
	4(2) ①	2011年以降のNHKの衛星放送チャンネルの目的及び役割 新たな2つの役割	25	<p>○ 2011年以降のNHKの衛星放送チャンネルの目的及び役割の中の新たな2つの役割に書かれている、「放送時間枠の一定程度を外部制作プロダクションへの委託により行うこととしたり、現在行われている制作委託ではなく、外部制作プロダクションの有する権利が大きくなる共同制作の形態を拡大する等、我が国のコンテンツ産業の発展及び2次展開を容易にすることにより、国際的な競争力の向上に資するような方策を検討しているとのことである。」という文言については、第2章の検討の視点7のコンテンツ制作分野の関係と関連付ける必要があります。これは、NHKが番組制作プロダクションに門戸を開いたことは、これまで、NHKが目指してきた、多彩なソフトの供給の目的はこれからも、ずっと続くので、報告書の中に盛り込まれた、「NHK自身から、チャンネルそのものを「すぐれたコンテンツのプラットフォーム」と位置付け、放送番組制作事業者への門戸開放を一層推し進める方向性が示されたことは、高く評価されるものと考えられる。今後、放送時間の一定枠を制作番組に割り当てる、あるいは、より2次利用を促進するような新たな共同制作形態を導入するなど、「すぐれたコンテンツのプラットフォーム」構想の更なる具体化が望ましいと考えられる。」という、文言がそれぞれバラバラに記載しているのです。</p> <p>そうしたことから、この外部制作プロダクションについても、項目ごとにそれぞれバラバラに記述されているので、新たに検討の視点として、「外部制作プロダクションと衛星放送の関係性」として、新たに設けるべきです。（個人）</p>	「外部プロダクションと衛星放送の関係性」については、「第2章 NHKの衛星放送チャンネルの再編成の類型と検討の視点」の「8. 検討の視点7 コンテンツ制作分野との関係」（P. 39-42）にまとめて記述しています。
	4(2) ②	新たな放送技術の実用化の先導	25	<p>○（意見の概要）</p> <p>新たな放送技術の実用化の先導をNHKの衛星放送に期待するのであれば、チャンネル数の議論において、その部分をNHKの保有チャンネル数の議論に含めて考えるべきである。</p> <p>（意見及び理由）</p>	「新たな放送技術の実用化の先導」については、「第2章 NHKの衛星放送チャンネルの再編成の類型と検討の視点」の「4. 検討の視点3 NHKの衛星放送の目的及び役割」（P. 26）で記述しているように、NHKの

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
				<p>研究会報告書案の25頁には、「深夜時間帯等に（中略）放送を試験的に行う」などと書かれているが、NHKがスーパーハイビジョンの試験放送に新たなチャンネルの確保を考えているのは「衛星放送の将来像に関する研究会」の結論を持って行われた「参入希望調査」で「新放送方式」で希望したことなどからもあきらかである。</p> <p>また、現在、情報通信審議会などで検討されている「衛星放送の高度化」議論においては、BSのトランスポンダー1本だけではなく、2本を束ねて使用する可能性があると考え。BS帯域のトランスポンダーを2本束ねるには、NHKが提案したハイビジョン2チャンネルへの再編では、数が足りない。単に「深夜時間帯等に（中略）放送を試験的に行う」では済まないのであるから、この「新たな放送技術への先導」の部分は、2011年以降のBS放送帯域への具体的なチャンネル割り当て議論に大きく影響する部分であり、NHKの衛星保有チャンネル数の議論において、明確な結論を出す（スーパーハイビジョン放送の実用化においてNHKの衛星放送に期待するので、その為のチャンネルを割り当ててるのか、あるいは、NHKの提出したハイビジョン2チャンネルの枠内でしか期待しないとするのかなど）べきである。（個人）</p>	<p>衛星放送チャンネルのこれまでの実績も含めて制度上の位置付けにかかわらず、新たな取り組みを行うことも考えられるとしたものです。</p> <p>具体的にNHKがどのような形で「新たな放送技術の実用化の先導」に取り組むべきかは、本研究会の検討課題ではなく、御指摘は、今般の意見募集に係る「最終報告書（案）」に関する参考意見として承ります。</p>
				○ 新たな放送技術の実用化の先導について、スーパーハイビジョンを試験放送するというのわかりますが、具体的に番組内容が示されていないのはおかしいのではないのでしょうか。（個人）	「新たな放送技術の実用化の先導」に関する具体的な番組内容については、本研究会の検討課題ではありません。
	5(1)	衛星放送用周波数の有限稀少性との関係	26-28	<p>○（意見の概要）</p> <p>2011年以降、BS放送帯域の電波の稀少性が大幅に減少すると研究会報告書案の主張は見直されるべきである。</p> <p>（意見および理由）</p> <p>2011年には、現在アナログBS放送に割り当てられている3トランスポンダと新規に使用可能なはずの4トランスポンダ分が割り</p>	<p>2011年（平成23年）以降、使用可能なBSデジタル衛星放送用の周波数が現在の5から大幅に拡大する予定であり、「稀少性」の緩和は、この点を踏まえて記述したものです。</p> <p>御指摘の点は、使用可能な周波数をどのよ</p>

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
				<p>当て可能だから、稀少性が大幅に減少すると研究会の報告書案では述べているが、これらすべてを2011年に割り当ててしまうと言うのだろうか。</p> <p>そうすると、さらなる放送技術への進展に対応しての新方式への移行が行えず、2011年以前の技術水準の放送で日本の衛星放送は放送を続けるのだろうか。</p> <p>新方式と2011年以前の放送方式での10年程度のサイマル放送の期間を想定すると、「稀少性が大幅に減少する」とは言えないのではないか。</p> <p>また、「衛星放送の将来像に関する研究会」の結論を持って行われた「参入希望調査」でも、割り当て可能なチャンネル数を大幅に超える参入希望があったと聞く。さらには、受信機での選局操作を考えると、空きのリモコンボタンは、NHKが返上する「1つ」しかない。</p> <p>2011年時点においても、衛星放送の周波数帯域は、まだまだ「稀少」であると考ええる。（個人）</p>	<p>うに割り当てるとかということに関するものであり、今般の意見募集に係る「最終報告書（案）」に関する参考意見として承ります。</p>
6(2)		現在の衛星付加受信料体系に対する評価	32	<p>○ マンションで共有アンテナを設置している世帯など、衛星放送を受信することができる設備を設置したつもりが全くない世帯の分も入っているので、「受信料の収入」＝「NHKの衛星放送が必要な世帯」という訳ではない。（個人）</p>	<p>当該箇所は、NHKの受信料水準に対する評価の一つとして本研究会で行われた議論を記述したものであり、御指摘については、今般の意見募集に係る「最終報告書（案）」に関する参考意見として承ります。</p>

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
	6(3)	チャンネル削減	35	<p>○ 削減する2波に関しては、娯楽放送という意味合いが強く、これを視聴しない人にも負担を強いていることを考慮すべき。</p> <p>衛星放送に関しては難視聴対策という観点と娯楽という観点を分けて考えるべきである。難視聴対策に1波割り当てること自体は異議はないが、その他2波については娯楽という要素も強く必ずしも必要ではない。むしろ不要。いままで視聴できた視聴者に関してはシミュレーションの割引で十分対処可能。必要でないものについては、スクランブルをかけるか、削減すべき。(個人)</p>	<p>「第3章 2011年以降NHKの衛星放送チャンネルの在り方」の「2. NHKの提案とその評価」(P. 43-45)でも記述しているように、NHKの衛星放送チャンネルの在り方については、公共放送にとっての衛星放送の位置付け・役割といった要素についても考慮することが必要であると考えられます。</p> <p>御指摘については、今般の意見募集に係る「最終報告書(案)」に関する参考意見として承ります。</p>
	8(1)	NHKの衛星放送と放送番組制作事業者の関係	40	<p>○ ATPはNHKが提起し、報告書案が望ましいとするNHK-BSの新しい2波チャンネルコンセプトには基本的に賛成である。繰り返しになるが大幅な削減には反対である。なぜなら民放地上波で視聴率至上主義の編成方針がますます重視される環境にあっては、産業的な視点のみならず、放送文化の視点からも、衛星波は多様で豊富なコンテンツを期待する幅広い世代の視聴者のニーズに応え、さらには国際的な競争にも打ち勝つことができる優れたコンテンツを生み出していく課題にも応える必要があるからだ。むしろチャンネル数の削減に向けた検討をきっかけに、衛星放送市場をますます活性化させて行く方途を模索することこそが急務ではないか。(社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟)</p>	<p>今般の意見募集に係る「最終報告書(案)」に対する賛成意見として承ります。</p>

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
	8(2)	放送番組制作分野 に関してNHKが 果たすべき役割を 保有チャンネル数 の関係	42	<p>○ NHKの衛星放送の目的および役割</p> <p>報告書案はNHK提案をもとに、2011年以降の衛星放送の新たな目的や役割を示すとともに、衛星放送関連の融合サービス例として、「NHKウェブサイトでのサイマルキャスト」「新聞・通信社との連携」などを挙げているが、具体性に欠けるため、受信料財源で運営される公共放送NHKの衛星放送としてふさわしいかどうかの判断は難しい。したがって、NHKは国民視聴者に衛星放送の番組・サービスの将来構想を具体的に示し、議論を喚起することが重要であり、そうした中で民放事業者は必要に応じて意見を表明することとしたい。（社団法人 日本民間放送連盟）</p>	<p>今般の意見募集に係る「最終報告書（案）」に関する参考意見として承ります。</p> <p>なお、本報告書においても「第3章 2011年以降のNHKの衛星放送チャンネルの在り方」の「3. 今後の検討の進め方」（P.46）で記述しているとおり、「NHK自身が提案したチャンネル再編成案について、より一層の具体化を行うことが期待される」としております。</p>
				<p>○ 「NHK自身から、チャンネルそのものを「すぐれたコンテンツのプラットフォーム」と位置付け、放送番組制作事業者への門戸開放を一層推し進める方向性が示されたことは、高く評価されるものと考えられる。」という研究会の考え方に、弊社は反対である。</p> <p>そもそも、放送事業者には、放送法第一条第二項（目的）「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。」で定められているように、その自律が保障されていなければならない。「すぐれたコンテンツのプラットフォーム」というNHKの提案は、NHKの自律の放棄を意味し、公共放送NHKの提案としては誠に残念なものである。</p> <p>研究会ではこのようなNHKの取組みが民間放送事業者に広がることを期待している。しかしながら、放送法を尊重し、自律に努めている弊社としては、この研究会の考え方に反対である。</p> <p>したがって、最終報告書（案）が示した「また、このようなNHKによる取組みが、先導的なモデルとして、民間放送事業者にも広がっていくことが、我が国のコンテンツ産業の発展、国際競争力の向上にもつながることが期待される」ところであり、NHKにおいてはその牽</p>	<p>2006年（平成18年）6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」において「放送事業者が、外部調達の増大に努めることを期待する。」とされているように、コンテンツ産業の活性化は国際競争力の強化等の観点からも重要であり、本研究会としては、NHKが放送番組制作事業者への門戸開放を一層推し進める方向を示したことを高く評価するとともに、そういった取組みが民間放送事業者に広がることを期待するものです。</p> <p>なお、放送番組の制作・調達の方法と放送の自律は関係のないものと考えられ、放送番組の編集は、放送事業者が行うものと考えられます。</p>

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
				引役を果たすことが求められる。」の削除を要望する。（日本テレビ放送網株式会社）	
				<p>○ 外部プロダクションとNHKとの管理体制が、この報告書の文言に盛り込まれていないということは、イコール・パートナーシップの精神に反するのではないのでしょうか。</p> <p>また、現在、NHKが、外部制作プロダクションに対して、公募という形で、直接委託をしています。月ごとに期限を設けていてさらに、衛星放送に関しては日常的に外部プロダクションからNHKへの番組供給が少ないので、もっと、NHKが門戸を開くべきだと思います。（個人）</p>	<p>「第2章 NHKの衛星放送チャンネルの再編成の種類と検討の視点」の「8. 検討の視点7 コンテンツ制作分野との関係（2）放送制作分野に関してNHKが果たすべき役割と保有チャンネル数の関係」（P.42）において記述しているとおり、NHKが放送番組制作事業者への門戸開放を一層推し進める方向性を示したことは高く評価されるものと考えられます。</p> <p>御指摘の点については、同じくP.42で記述しているように、今後、「すぐれたコンテンツのプラットフォーム」構想の更なる具体化が望ましいと考えられます。</p>

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
			42	<p>○ NHK-BSが、世界に類を見ない衛星放送市場形成で先導的な役割が果たせた要因をふりかえって見ると、地上波放送との明確な差異感ある編成ポリシーを採択できたことが挙げられよう。この結果、視聴者が地上波と補完しあうBS衛星波のサービス像をはっきり把握できた。</p> <p>その基底には1分刻みの視聴率確保を至上と考える地上波の悪しき弊習に捕らわれない編成方針があった。だからこそ我々ATPを中心とした放送番組制作事業者がまさに《水をえた魚》のように活性化し、NHK編成と外部制作者が一体となって新たな文化融合を果たすことができた。これが視聴者の共感を得たのだ。</p> <p>上記の歴史を念頭に置いて、NHKの《優れたコンテンツのプラットフォーム》構想が絵に描いた餅に終わらないためには《TVルネッサンス》を標榜する我々ATPの立場から以下の3点を強調したい。</p> <p>(1) 第1には地上波と比較して遜色ない制作単価の保証である。</p> <p>NHKにおいて2004年に不祥事が発生し、大規模な受信料不払いの事態に至って以来、衛星波にあっても制作費単価が切り下げられ、以降、今日に至っていることは周知の事実である。受信料収入の回復とともに衛星波の総予算は増加しているが、それは「多品種」制作のために投資され、個々の単価は抑制されている。我々ATPは単価が切り下げられているのは、あくまで一時的な緊急避難策であると理解しているが、仮にNHK側にこの認識がないとすれば、優れた質の高いソフトの製作はとうてい覚束ない。</p> <p>(2) さらには、権利の問題がある。</p> <p>ソフトがコンテンツとなるためには権利の問題を避けては通れない。NHKは外部発注にあたり、従来から3つのNHK関連会社を経由した再委託を原則として来た。これは民放各社には例を見ない。このため二次展開権においても窓口をNHK関連会社が持つことを前提としてい</p>	<p>今般の意見募集に係る「最終報告書（案）」に関する参考意見として承ります。</p>

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
				<p>る。しかし放送にとどまらない多角的なデジタルコンテンツの流通を増やし、コンテンツ立国の実現に貢献することが求められている時代環境の中であって、今後は零細で弱者の立場に立たされている多くの制作会社の地位向上のためにも、NHKが関連会社を経由せず直接発注し、二次展開権行使の窓口を制作会社が希望すれば外部に渡す度量を持つべきであろう。</p> <p>言葉を換えて云うなら、放送局が保有する閉ざされたチャンネルに外部から我々制作会社が参加するのではなく、内外のクリエイターたちが共通のTV文化を競い合う「開かれたプラットフォーム」の概念こそが求められているのではなかろうか。それこそが我々ATPが長年にわたって放送局とのお関係で希求してきたイコールパートナーシップといえる。二次使用权の窓口開放はそうした発想の転換のシンボルを担っている。</p> <p>（3）最後に、国際的な展開に向けた制作ファンド創設を提起したい。</p> <p>日本は韓国などに比較し、文化立国としての施策で遅れをとっているとの指摘がある。この際、コンテンツ立国の実現をBSを突破口に展開するというグランドデザインに立ち、資金調達の新たなスキームを創設することを提起したい。</p> <p>具体的には国がNHK、さらには民間各財団に呼びかけて「BSデジタルコンテンツ国際展開基金」（仮）を設置する。将来的には民放デジタルBS局の企画にも適用することとし、当面はNHK-BSで放送される企画のなかから、提案主体が制作会社であれNHKであれ、TVをコアに多様な国際二次展開が期待される大型企画がこの基金で審査される。公正な審査をパスした大型企画には、NHKが制作総額の50%を通常番組予算の範囲内で負担し、残る50%を国際展開ファンドが保証する。各番組でファンドが提供する額を@2500万円程度の上限と考えれば、ファンドで担う年間の資金額は2.5億円で賄えよう。外債での</p>	



章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
				<p>資金運用を念頭に置けば、設立時基金額は50億円程度で済むことになる。NHKにとっては、受信料に加えて外部資金を導入する《国内共同制作》の先例となろう。</p> <p>今後、2011年に向け地上デジタル放送が成熟すれば、デジタル共通受信機がいつそう普及し、衛星波の市場は大きな発展が期待できよう。そうした量的な拡大を未来の視野に入れて、新たな国家的戦略を採るべき時期に来ているのではなかろうか。根本的な文化施策の範疇で、この問題が検討されることを望みたい。</p> <p>以上のような諸点が考慮されるなら、単なる消えモノ＝消費財としてのテレビ文化ではなく、時間的なベクトルを持つ恒久財であり、地球的な広がりのある公共財として、日本のテレビ文化が新たに飛躍していく道がBS衛星波を舞台に形成される糸口が掴めるのではなかろうか。</p> <p>そのことは我々制作会社の利害に止まらず、視聴者の受益感にとっても重要な突破口となろう。《豊かで良質な》放送がいつそう享受できることで、国民がNHK受信料を負担する意味がいつそう明確になるからだ。それはBS受信料収入のいつそうの増大にもつながり、NHKが先導的な役割を果たすことで民放も含めた衛星放送市場は大いに拡大し、全体として好循環を迎えるに違いない。（社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟）</p>	

### 3. 「第3章 2011年（平成23年）以降のNHKの衛星放送チャンネルの在り方」に対する意見

※各項目内の提出意見は、グループ化可能なものを一つの区分として整理。

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
3	2	NHKの提案とその評価	43-45	<p>○ 「難視聴対策以外の番組で構成されるハイビジョン放送2チャンネル」とするNHKの提案は、最終報告書（案）と同様に、現時点で妥当と考える。そのうち1チャンネルを「すぐれたコンテンツのプラットフォームとする」等の構想も支持できる。</p> <p>ただし、これらの考え方を「新しい考え方、方向性を打ち出したという点で、概ね評価できる」或いは「放送番組制作事業者への門戸開放を一層推し進める方向性が示されたことは、高く評価されるものと考えられる」とする最終報告書（案）の判断には疑義がある。公共放送であるNHKにとって、民間の衛星放送事業者が様々な事情で踏み切れない実験的な試みを担うことは、本来の役割であり責務である。衛星放送の魅力を発揮できるが採算には乗りにくい番組を放送したり、将来性のある番組制作会社を育成したりするなど、民間の取り組みがなお及ばないところで、今後とも衛星放送の牽引役を果たすことをNHKに期待したい。（株式会社BS朝日）</p>	<p>今般の意見募集に係る「最終報告書（案）」に対する賛成意見として承ります。</p>

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
				<p>○ NHKから提起され、最終報告書案が望ましいとする「BS2波の新たなチャンネルコンセプト」には原則的に賛成する。ただし、これまでのNHK-BS放送が、世界に類をみない普及を遂げてきた根底には、地上波放送の慣行に縛られない編成方針があり、それに依拠するNHK編成と我々ATPを中心とする外部制作者との積極的な文化融合があってこそ視聴者の支持を受けて来た歴史がある。この観点から見ると、NHKが提起する「優れたコンテンツのプラットフォーム」が実現するためには、①十分な制作単価設定 ②2次展開権の窓口開放 ③国際的な展開に向けたファンド の3点で十分な環境が整備されることが望まれる。BS衛星波は近い将来、大きな市場規模に変貌する可能性があり、チャンネル数削減に向けた検討と合わせて、BS衛星波を突破口に「デジタルコンテンツ立国」実現に向けた文化施策がグランドデザインとして描かれることを期待する。（社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟）</p>	<p>今般の意見募集に係る「最終報告書（案）」に対する賛成意見として承ります。</p>
				<p>○ 2011年以降のNHKの衛星放送のチャンネル数 「ハイビジョン放送2チャンネル」とするNHKの提案に対し、さらなる検証と国民視聴者への説明が必要としたうえで、「ただちに合理性を欠くものではない」と結論付けたことは、「2番組を超えない」とした放送普及基本計画に沿うものであり、現時点では妥当であると考え。（社団法人 日本民間放送連盟）</p>	<p>今般の意見募集に係る「最終報告書（案）」に対する賛成意見として承ります。</p>
				<p>○ なお、NHK提案の「すぐれたコンテンツのプラットフォーム」構想に関連して、衛星放送の放送時間の一定枠を外部制作番組に割り当てるなどのNHKの取り組みが“先導的なモデルとして民間放送事業者にも広がっていく”との記述があるが、当該記述は削除すべきである。放送番組は、視聴者ニーズを踏まえ放送事業者の判断で適時適切に調達・編</p>	<p>2006年（平成18年）6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」において「放送事業者が、外部調達の増大に努めることを期待する。」とされているように、コンテンツ産業の活性化は国際競争力の強化等の</p>

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
				<p>成するものであり、独占的な受信料財源で運営される公共放送NHKと個別民放事業者は、保有チャンネル数や編成方針などで事情が大いに異なることが、その理由である。（社団法人 日本民間放送連盟）</p>	<p>観点からも重要であり、本研究会としては、NHKが放送番組制作事業者への門戸開放を一層推し進める方向を示したことを高く評価するとともに、そういった取組みが民間放送事業者に広がることを期待するものです。</p>
				<p>○ 納得できないのは、第3章の、2011年以降のNHKの衛星放送チャンネルの在り方についてですが、総論として、3チャンネルは残すべきと思います。</p> <p>視聴者が納得できる2011年以降のNHKの衛星放送のチャンネル数の在り方については、まず、現在、NHKが保有している衛星3チャンネルを2チャンネルに削るというのは、結論ありきだと思います。</p> <p>NHKは、2007年1月から、衛星放送の編成の大刷新を行って、なんとか、NHK自身が、衛星放送の在り方を見直そうという姿勢がせっかく見えたのに、この2011年以降は、NHKの衛星放送のチャンネルの数が、2つにするというのは、多彩なジャンルの番組を送り出すNHKの精神に反するのではないのでしょうか。</p> <p>やはり、これまでも、NHKの衛星放送の普及の役割は果たしてきたと思いますし、これからは、NHKが持っている3チャンネルについてどう活かすべきかにかかっています。</p> <p>自分は、現在のNHKの衛星3チャンネルをハイビジョン化して、3チャンネルをジャンルごとにまとめるべきだと思います。たとえば、現在の衛星第1は、ニュース&amp;スポーツチャンネルにすべきで、衛星第2は、アーカイブス（NHKが過去に放送した番組を対象に、）&amp;エンターテイメントチャンネルにすべきです。</p> <p>そして問題の衛星ハイビジョンは、文化・芸術波にして、さらに、地域放送局が、衛星ハイビジョンに対して、独自の番組を作って、供給すべきと思います。</p>	<p>「第1章 NHKの衛星放送の現状」の「1. NHKの衛星放送の歴史的経緯と見直しの背景（3）保有チャンネル数の見直しの背景」（P.7）で記述しているように、2011年以降のNHKの衛星放送の保有チャンネル数については、「2を超えない」ことを前提に見直すこととされています。</p> <p>御指摘については、今般の意見募集に係る「最終報告書（案）」に関する参考意見として承ります。</p>

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
				<p>また、衛星ハイビジョンは、地上波で放送した番組をこのチャンネルで流す、いわゆるマルチユースの役割を果たすべきと思います。</p> <p>自分は、この5つの論点を書きましたが、この研究会が、保有チャンネルの削減ありきで議論したとしか思えないというのが、この報告書（案）から見えてくるのです。つまりこの報告書（案）は不十分であります。この視聴者無視で審議が行われたことは、今後、国が、NHKの経営部門の行政介入につながると思います。</p> <p>自分たちみんなは、この衛星放送を楽しんでいるわけで、その衛星放送もBS・CSの体制でやっていますし、NHKの衛星放送は、2009年には、放送開始20周年を迎えます。この歴史から見えてくることは、新たな放送文化の発展に活かされたわけで、これからも、発展はし続けると思います。</p> <p>今回の、議論から見えたことは、これまで、この衛星放送が重要視されてこなかったのかと思います。今後は、NHKと民放の有料・無料放送の3元体制の関係性が重要と考えます。</p> <p>この研究会がもっと議論を深められることを希望いたしまして、自分の意見といたします。（個人）</p>	

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
				<p>○ BS放送は、準基幹放送として順調に成長しており、アナログ放送が終了する2011年には基幹放送になるものと考えられる。この度、NHKはBS放送への参入にあたり、「報道分野」と「教養・娯楽分野」の2チャンネルを提案した。この提案は保有チャンネル数に、番組の種別の考え方を持ち込んだものである。仮に、教養と娯楽をさらに分けるとい考えが生じてきた場合には、保有するチャンネル数が3チャンネルへと増大することになる。</p> <p>有限希少性の高い電波であるBS放送において、多元性・多様性が損なわれる可能性が生じる。提案は、NHKの肥大化による弊害をもたらすものであり、公共放送NHKの役割としては相応しくないものである。</p> <p>したがって、仮に、NHKの保有チャンネル数を2とする場合には、その役割は「総合放送」を1とし、残りは「新たな放送技術の発展に資する放送（例えば、実験局）」など、公共放送NHKの役割に相応しいものとすべきである。</p> <p>なお、仮に、NHKがセーフティネットで2チャンネルを保有するということになるならば、NHKの保有チャンネル数は「総合放送」1チャンネルを加えた3チャンネルで十分であると弊社は考える。（日本テレビ放送網株式会社）</p>	<p>「第1章 NHKの衛星放送の現状」の「1. NHKの衛星放送の歴史的経緯と見直しの背景（3）保有チャンネル数の見直しの背景」（P.7）で記述しているように、2011年以降のNHKの衛星放送の保有チャンネル数については、「2を超えない」ことを前提に見直すこととされています。</p> <p>NHKの提案については、2011年（平成23年）以降の衛星放送のチャンネル数を2としたときに、番組の種別を中心にチャンネルを再編成する場合の方向性を示したものと理解しています。</p> <p>なお、「衛星によるセーフティネット」の具体的な方法について、2007年（平成19年）12月に情報通信審議会政策部会地上デジタル放送推進に関する委員会に対して全国地上デジタル放送推進協議会が行った報告においては、「実施主体は、放送分野に実績のある公益的な法人が望ましい」とされており、「衛星によるセーフティネット」に係る周波数はNHKに割り当てられるものとはされておりません。</p>

## 4. その他の意見

※各項目内の提出意見は、グループ化可能なものを一つの区分として整理。

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
		衛星付加受信料体系の在り方について		<p>○ 「あまねく全国において受信できるよう措置する義務」は、地上波に限らず新しい衛星放送についても同様であろう。そのためには、現行の付加受信料を可能な限り圧縮して視聴者の負担軽減を図ることが必須の要件になる。現行の地上波の受信料の水準に吸収することを目標に、具体的な番組編成案に基づいたコスト削減シミュレーションを、第三者も加えて検討することを求める。（株式会社BS朝日）</p>	衛星受信料体系の在り方については、現在、総務省が主催する別の研究会（「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」）において検討が進められており、御指摘については、今般の意見募集に係る「最終報告書（案）」に関する参考意見として承ります。
				<p>○ 総務省「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」では、“現状維持”を含め見直しの考え方が検討されており、本報告書でもその点に言及することが望まれる。なお、当連盟は3月7日開催の同研究会のヒアリングに対し、見直しの選択肢とされた「スクランブル放送による有料放送化」および「地上放送の受信料との一本化」について、それぞれ「受信料を財源とする公共放送の枠内で運営することの妥当性に疑義」「現行の地上契約を上回る料金の支払いを求められるとすれば国民各層の強い反発が予想」などの理由から、衛星放送全体の発展に好ましくない影響を与える懸念があるとともに、衛星受信料体系の見直しは、地上放送を含む公共放送NHK全体の在り方と密接にかかわる問題である旨、意見表明している。（社団法人 日本民間放送連盟）</p>	衛星受信料体系の在り方については、現在、総務省が主催する別の研究会（「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」）において検討が進められており、御指摘については、今般の意見募集に係る「最終報告書（案）」に関する参考意見として承ります。

章	項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
		NHKの衛星放送の保有チャンネルが減少した場合の既存受信機への影響		<p>○（意見の概要）</p> <p>総務省は、NHKの衛星放送の保有チャンネル減においては、既存受信機への悪影響が無いように、NHKなどを指導し、後継の参入事業者を選ぶべきである。</p> <p>（意見および理由）</p> <p>今回の報告書案では触れられていないが、報道によると、NHKはBS hiを返上し、BS 1とBS 2の2チャンネルのハイビジョン化を考えているとの事であるが、NHKのBS hiは、既存のデジタル放送受信機で、特別な意味のあるチャンネル（デフォルトチャンネルや、BSでどこを受信して良いかが判らない時に受信するチャンネル）となっている。</p> <p>2011年の再編に際しては、総務省は現在のBS 1とBS hiでの再編 あるいはBS hiのサービスIDとリモコンキーには、例えば「放送大学」を割り当てるなどの、既存デジタル放送受信機の動作に影響がない様に、民間への指導も含めて対処すべきである。（個人）</p>	<p>今般の意見募集に係る「最終報告書（案）」に関する参考意見として承ります。</p>